

チャイナ脱炭素イノベーション株式ファンド

追加型投信/海外/株式



- ●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を 十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- 〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

- コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝·休日は除きます。)
- <受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定·運用は

日興アセットマネジメント

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- ●この目論見書により行なう「チャイナ脱炭素イノベーション株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月16日に関東財務局長に提出しており、2021年9月1日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))	年1回	アジア	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社

設 立 年 月 日 1959年12月1日資 本 金 173億6,304万円

運用する投資信託財産の 合計 純 資 産 総 額 26兆1,058億円

(2021年5月末現在)

ファンドの目的

主として、上海および深センの金融商品取引所に上場されている中国企業の株式に加えて、香港や米国の金融商品取引所などに上場されている中国企業の株式にも投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色



主として、脱炭素関連ビジネスを行なう中国企業 および同ビジネスの恩恵を受ける中国企業 の株式に投資を行ないます。

- ■脱炭素社会の実現に必要な技術・素材、製品、サービスなどを提供する企業や、同社会への移行により 恩恵を受ける企業の株式(預託証書を含みます)を主要投資対象とします。
- ■上海および深センの金融商品取引所に上場されている中国企業の株式のほか、香港や米国の金融 商品取引所などに上場されている中国企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を めざします。
- ■外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。



日興アセットマネジメント アジア リミテッドが 運用を行ないます。

- ■中国A株やアジアの株式への投資に豊富な実績を有する、日興アセットマネジメント アジア リミテッド (NAM アジア)がマザーファンドの運用を行ないます。
- ■深センに本拠を置き、中国本土市場に精通した資産運用会社として知られる融通(ロントン)基金管理 有限公司から提供される情報や、日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドからの情報も活用します。



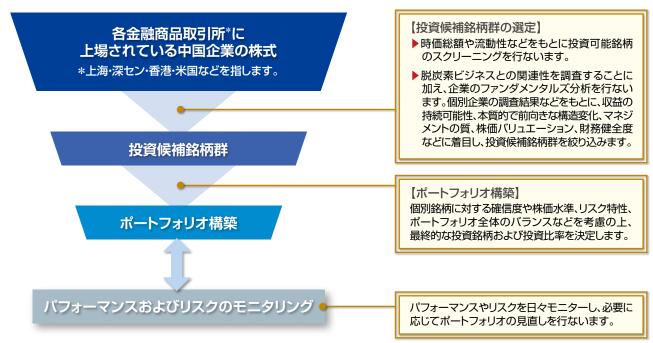
年1回、決算を行ないます。

- ■毎年9月13日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - ※初回決算は2022年9月13日とします。
 - ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

運用プロセス



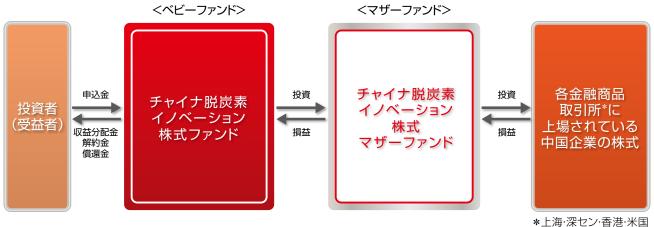
■ 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用プロセスは、以下の通りです。



※上記は2021年5月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



*上海·深セン·香港·米目 などを指します。

■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、 投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様 に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。
 また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに 影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できない リスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失 を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

• 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を通じた中国A株への投資においては、取引可能な 銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる 可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や 制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクトに おける取引通貨はオフショア人民元となり、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の 為替レートの値動きとは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える 可能性があります。
- ※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

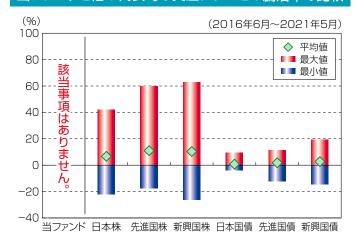
- ○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 はありません。
- ○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ○分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

- ○運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、 運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- ○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて 運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2021年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	_	6.7%	11.0%	10.3%	0.8%	1.8%	2.7%
最大値	_	42.1%	59.8%	62.7%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	_	-22.0%	-17.5%	-26.0%	-4.0%	-12.3%	-14.5%

- ※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2016年6月から2021年5月の5年間の各月末における 直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の 代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンド は直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

<各資産クラスの指数>

日本株 ········東証株価指数 (TOPIX、配当込)

先進国株 ····MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ····MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、 円ベース)

日本国債 ····NOMURA-BPI国債

先進国債 ····FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算して おります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

運用実績

ファンドの運用は、2021年9月10日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	< 当初申込期間>
 購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<当初申込期間> 当初申込期間の最終日(2021年9月9日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。 <継続申込期間> 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	<当初申込期間> 2021年9月1日から2021年9月9日まで <継続申込期間> 2021年9月10日から2022年12月13日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入·換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・注海証券取引所の休業日 ・済セン証券取引所の休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・シンガポールの銀行休業日 ・中国の銀行休業日 ・中国の銀行休業日 ・香港の銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には 受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
	2031年9月12日まで(2021年9月10日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年9月13日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算は、2022年9月13日とします。
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
当初設定上限額	500億円
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は 日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が		+7 # M
	. = 16 (1 人名田

購入時手数料

購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内

- ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する 事務コストの対価です。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.683%(税抜1.53%)

運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は その翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用の配分(年率)>

運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率					
合計	委託会社	販売会社	受託会社		
1.53%	0.75%	0.75%	0.03%		

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報 提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。

その他の 費用·手数料	

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた 合計を上限とする額

①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①~③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

売買委託 手数料など

諸費用

(目論見書の

作成費用など)

組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

*運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示する できません。また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに 関連する報酬はかかりません。

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で 新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税 口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、 販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。

[※]上記は2021年8月16日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、 税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

